日光市監査委員告示第７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項及び第７項の規定に基づき、定例監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和８年３月２３日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

１　監査の対象　　消防本部
　　日光市温泉保養センター「やしおの湯」
　　日光市温泉保養センター「日光温泉」
２　監査の期間　　令和８年２月６日～令和８年２月１９日
３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

消防本部（総務課、予防課、警防課、通信指令課）、消防署（今市、日光、藤原）

４　監査の期間

令和８年２月６日～令和８年２月１９日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１２月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は各課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

日光消防署

（ア）工事に関する請書において、請負金額の記載誤りがあった。落札額（見積額）と請負金額が一致していないにもかかわらず支払いまで済んでおり、確認が不十分のまま形式的に請書を受け取っていると思われる。

８　意見及び要望

なし。

令和７年度　財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

３　監査の対象

指定管理施設　日光市温泉保養センター「やしおの湯」
日光市温泉保養センター「日光温泉」
指 定 管 理 者　株式会社　塚原緑地研究所
所　管　課　日光観光課

４　監査の期間

令和８年２月６日～令和８年２月１９日

５　監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１２月末現在で実施した。

（２）あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳簿及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

７　監査の結果

（１）総括

指定管理者から提出された関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

［指定管理者（株式会社 塚原緑地研究所）］

（ア）小口現金出納帳において、前月末の残高と翌月初めの繰越額が不一致の月があり、帳簿と実現金にズレがある状態のままになっている。

［指定管理者・所管課共通］

（ア）備品等の取り扱いについて、備品等（Ⅰ種・Ⅱ種）の備品管理台帳において、購入年月日等の記載事項が多数未記載であった。また、備品の定義が不明であり、消耗品と思われるものも備品台帳に記載されており未整備の状態であった。

（イ）自主事業を実施するにあたり、自主事業実施計画書が提出されていなかった。

8　意見及び要望

［指定管理者（株式会社　塚原緑地研究所）］

（1）温泉施設の利用料等の現金管理については、適正な取り扱いはもとより、安全性の確保も重要であることから、安全管理体制のより一層の強化を図るため、所管課と連携の上、検討されたい。

［所管課（日光観光課）］

（1）１０年、２０年先を見据え、市民や観光客に快適で安定したサービスを提供し続けるため、施設の現状や収支状況、利用者ニーズ等を詳細に分析し、今後の運営を含めた各施設の将来像について、計画を立てて慎重に検討されたい。